

令和7年12月10日

令和7年

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会12月期定例総会議事録

1. 日 時 令和7年12月10日（水）午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 第一会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 19名

欠席委員 3名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古原 修	○	15番	水嶋 久夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	○
5番	熊谷由美子	欠	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山本 直子	欠
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
高 橋 秀 典 ○

4.議 案

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他 ・活動記録簿の提出について
・次回日程 令和8年1月13日(火)

会議の経過

令和7年12月10日(水)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会12月期定例総会を開催致しましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

本日は、熊谷委員、宮秋委員、山本推進委員が欠席となっております。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から12月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席7番 久保委員、議席9番 福田委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは議案の審議に入ります。

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字垂水1872番1、1872番4、地目は田で面積は計2,077㎡です。

所有権を移転する方は、大字安雲の〇〇さんで、農地中間保有者として福岡県農業振興推進機構を経由し、その後には所有権の移転を受ける方は、大字垂水の〇〇さんです。

次のページに所有権の移転を受ける方について、農業委員会の意見書を添付しています。

農地中間管理事業の推進に関する法律による要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は4、5ページのとおりです。

申請農地は、大字垂水地内のほ場整備済の農地です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により、議案第47号については原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。なお、〇〇委員は当事者でございますので、一時ご退席をお願いいたします。

(退席後)

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字土佐井324番、地目は畑で、面積は109㎡です。

譲渡人は、大字土佐井の〇〇さんで、譲受人は、大字宇野の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は3,084㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は8、9ページのとおりです。

申請農地は大字土佐井地内の、土地改良事業の換地を受けた畑でございます。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、熊谷委員が地区担当委員となっておりますが今日は欠席ですので事務局から再度説明をお願いします。

事務局 はい。熊谷委員に聞き取りをしましたところ特に問題はないとお聞きしております。

以上でございます。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

越原委員 写真からすると建物が立っているような感じがするけど、どうなってますか。

事務局 資料の9ページをご覧ください。

建物が立っている土地をぐるりと囲む、赤線で示した細かい敷地が今回の対象地でございます。

圃場整備の換地の際にこちらに取り付けた土地でして、内側の家が立ってるところは、圃場整備の

換地ではなく、そもそも宅地でございます。

越原委員 わかりました。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第48号については、原案のとおり可決決定されました。
事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

議 長 つづきまして、議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料10ページをお願いします。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字垂水1066番3、地目は畑で、面積は246㎡です。

譲渡人は、行橋市の〇〇さんで、譲受人は、大字垂水の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は246㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は12、13ページのとおりです。

申請農地は大字垂水地内の未整備の畑です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますが、いかがでしょうか。

河津委員 事務局の説明のとおりです。特に問題ないので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第49号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料14ページをお願いします。

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字宇野95、地目は田で、面積は4,121㎡です。

譲渡人は、豊前市の〇〇さんで、譲受人は、大阪府の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は4,233㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は16、17ページのとおりです。

申請農地は大字宇野地内の整備田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、坪根委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

坪根委員 事務局の説明のとおりです。私の記憶に間違いがなければ、親族関係です。

おばさんに当たると聞いております。審議の方よろしくをお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第50号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について

を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料18ページをお願いします。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は贈与で、申請農地は大字上唐原2561番3、2561番9、地目は畑で、面積は計575㎡です。譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は、大字上唐原の〇〇さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は575㎡です。次のページに農地法第3条調査書を添付しています。同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。位置図、箇所図は20、21ページのとおりです。申請農地は大字上唐原地内の未整備の畑です。これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、別府委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

別府委員 特に問題ないと思います。説明のとおりです。ご審議の方をお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第51号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料22ページをお願いします。

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。契約の種類は売買で、申請農地は大字西友枝192番1、192番2、199番、地目は田で、面積は計2,557㎡です。譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は、中津市の〇〇さんです。譲受人の権利取得後の経営農地面積は、20,222㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は24、25ページのとおりです。

申請農地は大字西友枝地内の整備田でございます。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、小林委員が地区担当委員となっておりますが、いかがでしょうか。

小林委員 事務局の説明のとおり問題ないと思います。ご審議の方お願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第52号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 資料の26ページをお願いします。

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水1072番3、地目は田で、面積は173㎡です。

申請人は、大字垂水の〇〇さんで、理由としては、自己住宅の建築のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われれます。

付近の農地に対する被害の有無については、水利関係者の承諾を得ており、隣接農地はありません。農地の区分は第3種農地であり、許可可能と判断します。

位置図、箇所図は27、28ページのとおりです。

申請農地は、大字垂水地内、集落内の未整備の田です。これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

河津委員 息子さんに贈与ですので、特に問題ないかと思われま

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第53号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 ではその他について申し上げます。

本日の総会の開催通知におきましては、議案第54号としまして地域計画の変更に対する意見の審議を挙げておりました。しかしながら法令等を確認しましたところ、明確に総会で審議するという規定がございませんでした。また、最終的には農地法の許可申請として農業委員会の審査に挙げられます。このため、この件につきましては事務局長の先決とさせていただきまして、本日の議題には挙げておりませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に本日の会議の開催通知に同封させていただきましたとおり、福岡県農業委員会研修大会が来年の1月23日に開催されます。出席報告書の提出をお願いをさせていただいておりました。

まだ出されていない方、この後口頭でも結構です。私の方まで、出欠について報告書もしくは口頭でお願いいたします。

最後3点目ですが視察研修についてでございます。事務局提案が遅れておりまして申し訳ございません。正直に申し上げまして行先を決めかねておるところでございます。

時期等を含めまして、再度改めてお諮りしたいと思っておりますので、大変恐れ入りますがご容赦くださいますようお願いいたします。

次回定例総会は、1月13日火曜日に開催いたします。

当日は、活動記録簿を提出してくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 委員のみなさまから何かございませんか。

それではこれで12月期定例総会を終了いたします。

ありがとうございました。

令和7年12月10日 午前9時30分閉会